



工事番号：七水第21-300号

# 設計內訣書

工事名	令和3年度花渕汚水ポンプ場他通報装置等改築工事					事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気設備改築工	式	1					
自家発電装置改築工	式	1					
計							
消費税	%						
合計							

# 設計内訳書

工事名	令和3年度 花渕污水ポンプ場他非常通報装置等改築工事				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要	
本工事費 電気設備改築工 機器費 設備機器費	式	1			第1-1号内訳書	
計					機器費	
本工事費 電気設備改築工 直接工事費 直接材料費	式	1			計上なし	
小計					直接材料費	
直接工事費 補助材料費	式	1			計上なし	
小計					補助材料費	
計					材料費	
本工事費 電気設備改築工 直接工事費 一般労務費 新設	式	1			第1-2号内訳書	
小計					一般労務費	
直接工事費 一般労務費 撤去	式	1			第1-3号内訳書	
小計					一般労務費	
直接工事費 技術労務費	式	1			第1-4号内訳書	

# 設計内訳書

工事名	令和3年度 花渕污水ポンプ場他非常通報装置等改築工事				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要	
小計					技術労務費	
計					労務費	
本工事費 電気設備改築工 直接工事費 複合工費					第1-5号内訳書	
小計						
計						
本工事費 電気設備改築工 直接工事費 機械経費	式	1				
機械経費（積上げ）	式	1				
特別経費	式	1			第1-6号内訳書	
計					直接経費	
本工事費 電気設備改築工 直接工事費 仮設費 率計上	式	1				
仮設費 積上げ	式	1				
計					仮設費	

# 設計内訳書

工事名	令和3年度 花渕污水ポンプ場他非常通報装置等改築工事				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要	
合計					直接工事費	
本工事費 電気設備改築工 間接工事費 共通仮設費 率計上	式	1				
安全費 積上げ	式	1			第1-7号内訳書	
小計					共通仮設費	
本工事費 電気設備改築工 間接工事費 現場管理費	式	1				
小計					現場管理費	
据付(技術者)間接費	式	1				
据付(機器) 間接費	式	1				
小計					据付間接費	
計	式	1			間接工事費	
据付工事原価					据付工事原価	
合計					工事原価	
本工事費 電気設備改築工 一般管理費 一般管理費	式	1				

設計內訣書

## 第 1-1 号 内訳書

機 器 費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
非常通報装置	連結金具付属	台	9			重量:2kg/台
非常通報装置	連結金具、フラットケーブルコネクタ付端子台付属	台	4			重量:2kg/台
※既存機器と同等品以上とし、下記仕様を満たす機器とする。						
・動作電源:AC100V-200V 50Hz						
・動作環境:温度-10°C～60°C 湿度:20%～85%						
・デジタル入力:12点程度	・アナログ入力:4点程度					
・デジタル出力:4点程度						
合計						

## 第 1-2 号 内訳書

一般労務費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 價	金 額	摘 要
新設 機器						
電 工		人				
計						

## 第 1-3 号 内訳書

一般労務費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 價	金 額	摘 要
撤去機器						
電工		人				
計						

## 第 1-4 号 内訳書

技術労務費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 價	金 額	摘 要
技術者	新設	人				
計						

## 第 1-5 号 内訳書

## 複合工費(気中開閉器交換)

項 目	形 状	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
1.材料費						
・高压気中開閉器	方向性VT,LA内蔵型200A	式	1			重量:57kg
	方向性SOG制御装置含む 中継端子箱(既設再利用)					
・配線支持材・雑材消耗料		式	1			
1.材料費－計						
2.工事費						
土木一般世話役		人				
電工		人				
高所作業車損料		時間				
耐圧試験費		式	1			
2.工事費－計						
3.電力申請費		式	1			
4.機械経費		式	1			
計						

## 第 1-6 号 内訳書

特別経費

項 目		単 位	数 量	単 價	金 額	摘 要
スクラップ	ヘビーH1	t	0.083			
計						

## 第 1-7 号 内訳書

安全費(積上げ)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員(B)		人				
合計						

工事番号：七水第21-300号

## 設計内訳書

工事名	令和3年度花渕汚水ポンプ場他通報装置等改築工事					事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要		
自家発電装置改築工							
機器費	式	1				2-1号内訳書	
交換労務費	式	1				2-2号内訳書	
処分費(鉛蓄電池)	式	1				2-3号内訳書	
工事価格							
改め							

## 第 2-1 号 内訳書

機 器 費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉛蓄電池(自家発電装置用)	形式:REH40-12 北遠山汚水ポンプ場	個	2			
	形式:HS-120-6E 要害汚水ポンプ場	個	4			
	形式:REH40-12 松ヶ浜汚水ポンプ場	個	1			
	形式:REH24-12 菖蒲田浜汚水ポンプ場	個	4			
	形式:HS120-6E 花渕汚水ポンプ場	個	4			
	形式:REH40-12 吉田汚水ポンプ場	個	2			
	形式:HS100-6E 代ヶ崎汚水ポンプ場	個	4			
	既存機器と同等以上の性能を満たす機器とする。					
合計						

## 第 2-2 号 内訳書

## 交換労務費(電気設備)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術者	撤去含む	人				
車両費		台				
合計						

## 第 2-3 号 内訳書

処 分 費(鉛蓄電池)

項 目	形 状	単 位	数 量	単 値	金 額	摘 要
鉛蓄電池(自家発電装置用)	形式:REH40-12 18kg×2=36kg 北遠山汚水ポンプ場	式	1			
	形式:HS-120-6E 27kg×4=108kg 要害汚水ポンプ場	式	1			
	形式:REH40-12 18kg×1=18kg 松ヶ浜汚水ポンプ場	式	1			
	形式:REH24-12 12kg×4=48kg 菖蒲田浜汚水ポンプ場	式	1			
	形式:HS120-6E 27kg×4=108kg 花渕汚水ポンプ場	式	1			
	形式:REH40-12 18kg×2=36kg 吉田汚水ポンプ場	式	1			
	形式:HS100-6E 24kg×4=96kg 代ヶ崎汚水ポンプ場	式	1			
広域管理費	※広域認定制度に基づき処分	式	1			
合計						

# 施工条件明示書

## 一 特記仕様書 -

工事番号	七水第21-300号	工事名	令和3年度 花渕汚水ポンプ場他非常通報装置等改築工事	事務所名	宮城県七ヶ浜町 水道事業所																																																												
項目	条件	内 容		施工方法	備考																																																												
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																																																															
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置		<p>(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td colspan="3">令和 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td colspan="3">請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm</td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	令和 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)				<input checked="" type="radio"/> ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。			<input checked="" type="radio"/> ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)			上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm																																														
<input type="radio"/> ある	令和 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)																																																																
<input checked="" type="radio"/> ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。																																																																
<input checked="" type="radio"/> ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)																																																																
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm																																																																	
3 工程関係		<p>(1) 関連工事による施工時期の調整</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 施工時期による制限</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 関係機関等との協議の未成立</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td><input type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">道路占用許可申請</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない					<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない					<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	道路占用許可申請				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																								
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	道路占用許可申請																																																															
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
4 公害対策関係		<p>(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																										
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
5 安全対策関係		<p>(1) 交通安全施設等の指定</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">交通安全誘導警備員を配置すること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	交通安全誘導警備員を配置すること。				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																				
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	交通安全誘導警備員を配置すること。																																																															
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
6 排水工関係		<p>(1) 溝水、湧水処理のための特別な対策の必要性</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																										
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																																
7 建設副産物対策関係		<p>(1) 共通事項</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>処理・処分する場所</td> <td>処理・処分方法</td> <td>距離</td> <td>制限時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> </tr> </table> <p>(2) 建設発生土</p> <table border="1"> <tr> <td>建設発生土</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 建設発生土以外の 建設副産物</p> <table border="1"> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(廃ガラ)</td> <td>処理・処分</td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 再生材の利用</p> <table border="1"> <tr> <td>再生材の利用</td> <td></td> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。						処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。				建設発生土	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			コンクリート塊	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			アスファルト塊	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			建設発生木材	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			建設汚泥	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			その他(廃ガラ)	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			再生材の利用		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない		
		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。																																																															
		処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間																																																												
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																																																															
建設発生土	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
コンクリート塊	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
アスファルト塊	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
建設発生木材	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
建設汚泥	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
その他(廃ガラ)	処理・処分	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
再生材の利用		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																																																														
8 工事現場のイメージアップ		<table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	内容				イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																																																					
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	内容																																																															
イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																																																																	
9 品質証明		<p>(1)品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> ある</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="3">上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td></td> </tr> </table>				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																			
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																															
<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																															
10 標準的な設計図書による発注方式		<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。																																																															
11 資材関係		<p>(1)生コンクリート</p> <table border="1"> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。</td> </tr> </table> <p>(2)購入土</p> <table border="1"> <tr> <td>購入土</td> <td>購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。</td> </tr> </table> <p>(3)宮城県グリーン製品の利用</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県グリーン製品の利用</td> <td>必須 1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。 2.盛土材、埋め戻し材 3.その他( ) 4.その他( )</td> </tr> </table> <p>「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。</p> <p>「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。</p> <p>(4)現場吹付法枠工</p> <table border="1"> <tr> <td>現場吹付法枠工</td> <td>吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm<sup>2</sup>以上とする。</td> </tr> </table>				生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。	購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。	宮城県グリーン製品の利用	必須 1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。 2.盛土材、埋め戻し材 3.その他( ) 4.その他( )	現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。																																																				
生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																																																																
購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																																																																
宮城県グリーン製品の利用	必須 1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。 2.盛土材、埋め戻し材 3.その他( ) 4.その他( )																																																																
現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。																																																																
12 その他		<p>(1)舗装の下請制限について</p> <table border="1"> <tr> <td>下請制限</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。</td> </tr> </table> <p>(2)「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>工事費内訳調査</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。</td> </tr> </table> <p>(3)三者会議の対象の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>三者会議</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。</td> </tr> </table> <p>(4)貸与資料の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>貸与資料</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )</td> </tr> </table> <p>(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>発注者支援</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真の電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。</td> </tr> </table> <p>(6)工事写真的電子化の対象の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>工事写真的電子化</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真的電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。</td> </tr> </table> <p>(7)工事実績情報システム(CORINS)登録</p> <table border="1"> <tr> <td>工事実績情報システム(CORINS)登録</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カレッジ」を作成し登録申請を行すこと。</td> </tr> </table> <p>(8)工事書類の簡素化の試行について</p> <table border="1"> <tr> <td>工事書類の簡素化</td> <td><input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 1.本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2.「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出について、電子メール活用を基本とする。 3.これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。</td> </tr> </table>				下請制限	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。	工事費内訳調査	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。	三者会議	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。	貸与資料	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )	発注者支援	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真の電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	工事写真的電子化	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真的電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	工事実績情報システム(CORINS)登録	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カレッジ」を作成し登録申請を行すこと。	工事書類の簡素化	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 1.本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2.「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出について、電子メール活用を基本とする。 3.これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。																																												
下請制限	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。																																																																
工事費内訳調査	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。																																																																
三者会議	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。																																																																
貸与資料	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )																																																																
発注者支援	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真の電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。																																																																
工事写真的電子化	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 本工事の工事写真的電子化は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子化すること。ただし、予定期価が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。																																																																
工事実績情報システム(CORINS)登録	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カレッジ」を作成し登録申請を行すこと。																																																																
工事書類の簡素化	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない 1.本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2.「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出について、電子メール活用を基本とする。 3.これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。																																																																

# 東日本大震災に伴う特例制度

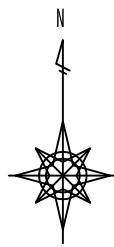
項目	条件	内容	実行方法	備考
13 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
14 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち當繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>當繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <b>0.00%</b> 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、<b>0.00%</b>通勤等に要する費用)の割合:</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象しない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
15 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(専用の提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルトコンクリート・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)</li> <li>2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)</li> <li>3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由</li> <li>4 製造・生産工場を選定した理由</li> <li>5 見積もり書</li> <li>6 その他、必要と思われる事項</li> </ul>	
16 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「〇〇地区(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地区(施工箇所〇〇)、□□地区(施工箇所〇〇)(以下、対象地区という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
17 その他				
(1) 機械損料の補正について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の〇〇の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、〇〇の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。		
		補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		

\* 条件欄に「ある」と記入した場合は内容、施工方法等を記入すること。

## 特記事項

1 追加事項1				
(1) 追加	本工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示していない事項で工事の性質上当然必要なものは、工事監督員と協議の上施工すること。			
(2) 追加	関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には監督員との協議のうえ資料作成等速やかに行うこと。			
(3) 追加	設計図書の訂正又は変更等において、監督員の必要とする書類を作成すること。			
(4) 追加	条件を満たす場合は、現場代理人の兼務を認める。			
(5) 追加	七浦堤前、台(吉田)、居久保(吉田)、上ノ台(吉田) マンホールポンプ場計4箇所は通報装置の接続に加工を要する。			
(6) 追加	設備及び装置の機器類については監督員の承認を得るものとする。			
(7) 追加 現場安全管理	北遠山汚水ポンプ場の気中開閉器工事箇所は車両規制や歩行者安全確保のため交通誘導警備員の配置を計画している。			
(8) 追加	その他必要な事項は、本町と請負者の協議の上決定するものとする。			
(9) 追加				

## 工事箇所位置図



Map showing the locations of various sewage pumping stations in the northern part of the city. The stations are marked with red circles and labeled as follows:

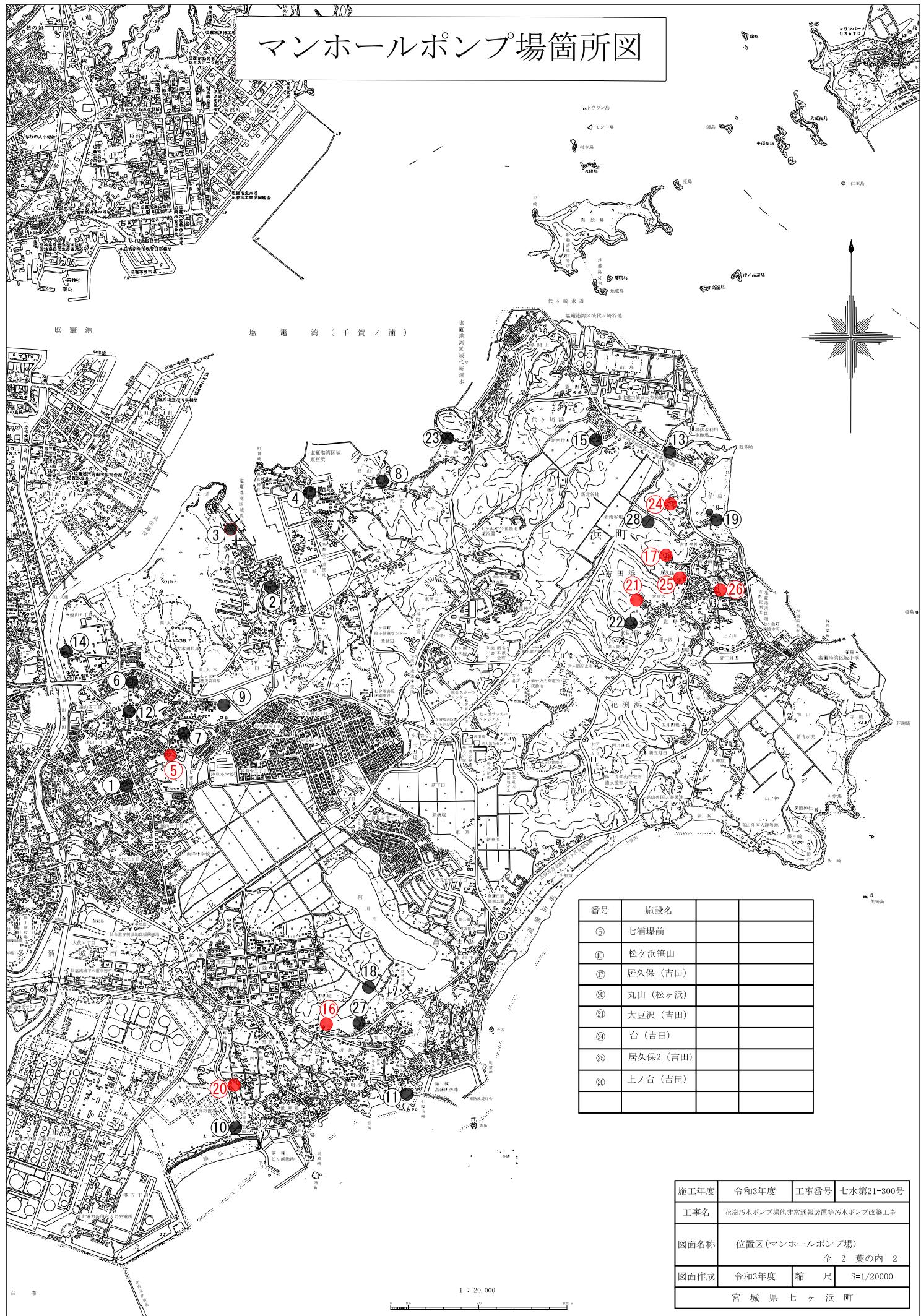
- 代ヶ崎污水ポンプ場
- 吉田污水ポンプ場
- 東宮污水ポンプ場
- 要害浦污水ポンプ場
- 要害污水ポンプ場
- 小田污水ポンプ場
- 花渕污水ポンプ場
- 菖蒲田污水ポンプ場
- 松ヶ浜污水ポンプ場
- 七ヶ浜町役場
- 北遠山污水ポンプ場

The map also includes labels for '七ヶ浜漁港' (Ichigahama Fishery Port) and '新潟市立魚類研究館' (Niigata City Marine Research Museum).

施工年度	令和3年度	工事番号	七水第21-300号
工事名	花渕污水ポンプ場他非常通報装置等污水ポンプ改築工事		
図面名称	位置図（汚水ポンプ場） 全 2 頁の内 1		

施工年度	令和3年度	工事番号	七水第21-300号
工事名	花渕汚水ポンプ場他非常通報装置等汚水ポンプ改築工事		
図面名称	位置図（汚水ポンプ場） 全 2 葉の内 1		
図面作成	令和3年度	縮 尺	S=1/20000
宮 城 県 七 ケ 浜 町			

# マンホールポンプ場箇所図



## 数 量 総 括

工種・種別		規格・寸法	数 量	単位	摘要
1	電気設備工事				
1)	【機器費】				
	汚水ポンプ場非常通報装置		13	台	
	汚水ポンプ場自家発電装置用鉛蓄電池		7	組	
	高圧気中開閉器		1	台	
2)	【労務費】				
	技術労務費(新設)	技術者		人	
	一般労務費(新設)	電工		人	
	一般労務費(撤去)	電工		人	
3)	【スクラップ費】				
	非常通報装置	2kg×13台=26kg			
	気中開閉器	57kg×1台=57kg			
	合計		83	k g	

## 箇所別機器内訳表

場所	機 器		
汚水ポンプ場	非常通報装置	自家発電装置用鉛蓄電池	気中開閉器
花渕	○	○	
代ヶ崎	○		
東宮	○		
要害浦	○		
小田	○		
北遠山		○	○
松ヶ浜		○	
菖蒲田		○	
吉田		○	
代ヶ崎		○	
要害		○	
マンホールポンプ場			
七浦堤前	○		
松ヶ浜笹山	○		
居久保（吉田）	○		
丸山（松ヶ浜）	○		
大豆沢（吉田）	○		
台（吉田）	○		
居久保2（吉田）	○		
上ノ台（吉田）	○		